

査読規定

2024年11月26日 制定

1. 受稿原稿は編集委員会において、執筆・投稿規定に則しているかの確認を行う。執筆・投稿規定に則していない場合は、その時点で著者に原稿を差し戻す。
2. 執筆・投稿規定に則していることが確認された原稿は査読者2名に、著者情報を伏せて依頼され、査読される。査読者名は著者には公表されない。
3. 査読者は本学会会員に限らない。
4. 査読者は著者と利害関係のない者とする。
5. 査読者による評価に基づき、担当編集委員の判定が行われる。判定は下記のいずれかとする。
 - i) 「採択」
 - ii) 「多少の修正を要する」
 - iii) 「大幅な修正を要する」
 - iv) 「不採択」ii), iii)のいずれかの判定の場合、著者の加筆修正を経たうえで再度審査を行う。これらの判定における修正は2回までとする。2回の修正を経て「採択」の判定とならなかった場合は、「不採択」となる。
6. 2名の査読者の評価が分かれた場合、編集委員会で議論し評価を決定する。
7. 著者が不採択に異議がある場合には、1ヵ月以内に編集委員会にその旨を申し立てることができる。
8. 本規定の改正は、理事会の承認を得るものとする。